



発 行 新 潟 県

号 外 1

令和 7 年 5 月 19 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

578 道路の供用開始（道路管理課）

579 道路の区域変更（道路管理課）

告 示

◎新潟県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 19 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 小揚猿沢線
- 2 供用開始の区間
村上市笹平字中村688番6から同市笹平字屋敷762番1まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 5 月 19 日

◎新潟県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 19 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 三川インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町吉津字堂ノ内132番4から	新	12.0～22.2メートル	118.6メートル
同郡同町吉津字宮ノ下221番まで	旧	12.0～20.0メートル	118.6メートル